

滋賀県総合雪対策プランの改定について

本県では雪に対する諸施策を推進していくための基本的方向を示した滋賀県総合雪対策プランを平成元年に策定し、その後平成12年に改定を行い、これに基づく施策の展開を図ってきたが、最近の社会情勢等の変化を踏まえ、第2次改定を行うこととする。

1. プランの位置づけ

- ・本県の雪に対する諸施策を推進していくための基本的方向を示したもの。
- ・豪雪地帯対策特別措置法第6条の規定に基づく道府県豪雪地帯対策基本計画。

2. 改定の理由

- ・現行プランでは策定後概ね10年を目途に見直すことになっている。
- ・平成18年に行われた国の豪雪地帯対策基本計画の変更や、上位計画である県の基本構想改定に伴い改定を行う。

3. プラン改定の考え方

(1) 国の豪雪地帯対策基本計画で示された追加項目を反映

- ・雪処理の担い手の確保
- ・消融雪施設の整備
- ・高齢者の住まい方の検討
- ・市町村雪対策計画の策定

(2) 次期県基本構想での雪に関する内容を反映

(次期基本構想案より抜粋)

暮らしを取りまく様々な課題(3) 住む
地震、風雪水害、土砂災害や様々な危機事案の発生が懸念されており、地域の防災力や危機管理機能の強化が求められています。
県土の将来の姿
地震や風雪水害、土砂災害に強い県土づくりができています。

(3) 庁内関係課や関係市の意見を反映

4. 改定案の概要

改定案の概要は別紙のとおり

5. これまでの経過

平成22年 5月13日	常任委員会においてプラン改定について報告
平成22年 9月30日	庁内関係課への意見照会(第1回目)
平成22年10月15日	関係市への意見照会
平成22年10月26日	庁内関係課への意見照会(第2回目)

6. 今後の予定

平成22年12月上旬	会派説明
平成22年12月15日	常任委員会において説明